

## 第三者評価結果の公表事項(児童自立支援施設)

① 第三者評価機関名

一般社団法人京都社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

SK18138

③ 施設の情報

名称：京都府立淇陽学校	種別：児童自立支援施設	
代表者氏名：畑段 隆浩	定員（利用人数）：55名	
所在地：京都府南丹市園部町栄町 3-71		
TEL：0771-62-0062	ホームページ： <a href="http://www.pref.kyoto.jp/kiyo/">http://www.pref.kyoto.jp/kiyo/</a>	
<b>【施設の概要】</b>		
開設年月日 1913年6月		
経営法人・設置主体（法人名等）：京都府		
職員数	常勤職員：17名	非常勤職員：10名
有資格 職員数	社会福祉士：2名	保育士：5名
	教員：5名	養護教諭：2名
施設・設備 の概要	（居室数）14室（4寮舎）	
	（設備等）本館、教室棟、炊事棟、陶芸室、工作棟、運動場、体育館、プール、畑、職員公舎、校長公舎	

④ 理念・基本方針

淇陽学校は、子どもを権利の主体者としてとらえ、子どもの基本的人権を尊重し、子どもの最善の利益を常に考慮して、健康な心身の育成を図りながら、「他者を尊重し共に生きること」、「自分を大切にすること」、「考えて対処すること」、「基本的な生活を営むこと」、「自分らしく生きること」ができるようになることを目標として、子どもの自立を支援します。そのために、なごやかな家庭的な雰囲気のある寮舎を中心に、「枠のある生活」の中で、職員と子どもの信頼関係を基に、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に包まれ、子どもが愛され大切にされているという実感が持てるような施設づくりに向けて、職員が一丸となって、努力します。

（基本方針）

基本理念に基づき、「児童自立支援施設運営指針」（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえて、以下の基本事項を遵守し、施設を運営します。

1 寮舎体制は、家庭的な雰囲気のもと、入所児童（以下「児童」という。）と職員の継続的かつ、濃厚な心理的な接触を基盤とするなどの家庭機能を提供することを支援の基本とするため、「小舎夫婦制」を原則とします。

2 児童の権利擁護の観点に立ち、日常の各種指導を進めることとします。施設長の懲戒権の濫用は、施設長自身はもとより、施設長が職員に逸脱した指示を行うことも含め、当然あってはならないことであり、また、職員の児童に対する体罰や児童福祉法第33条の10及び第33条の11に規定する虐待及び心身に有害な影響を及ぼす行為は法律により禁止されており、いかなる事情があろうとも容認しません。

3 児童の自立支援を進めるにあたっては、個々の児童が抱えている問題の背景や要因を的確に把握して策定した児童自立支援計画に基づき、生活支援・学習支援・作業支援を総合的に実施することにより、目標の達成を図っていきます。

4 学習支援については、平成27年4月から、児童福祉法第48条の規定により、南丹市立桜が丘中学校及び南丹市立園部小学校分教室（以下「施設内の学校」という。）により、学校教育が実施されることから、これまで淇陽学校で行われてきた実践を大切にしながら、施設職員と教員の連携を密にして、個に応じた支援により、児童の学力向上を図ります。

5 中学卒業児であって、高等学校進学、就職等の如何にかかわらず、施設から直接に社会への自立が求められるものについては、地域の社会資源の開拓等の分野も視野に入れ、特段の支援計画を策定し、その達成を図ります。

6 児童の一日も早い問題性の改善を図っていくため、児童の自立支援計画に基づき、児童相談所はもとより、家庭、原籍校、家庭裁判所等と密接な連携を保ち、理解と協力が得られるよう常に積極的な努力を行います。

7 児童の進路については、児童の意向を尊重しながら、保護者、児童相談所、原籍校と協議し、施設内の学校と密接に連携しながら、その方向性をできるだけ早期に定めるよう努力します。

8 保護者や関係機関と連携し、児童に対するアフターケアに継続的に取り組むよう努めます。

9 各種行事の実施については、その意義・目的を職員が十分に認識するとともに、施設内の学校の理解と協力を得て、連携をとりながら、児童の各々が施設外の自然、社会、物的・人的交流などの面において視野を拡大できるよう全校あげて積極的に取り組むこととします。

10 児童がひとりの人間として尊重され、適切な支援・援助が提供できるよう、児童の意見・意思が表明でき、それを考慮した援助活動のできる関係性の構築と環境づくりに努めます。

11 児童の自立支援事業の専門機関の職員として、それぞれの専門的な資質を高めると同時に、日頃から自己の研鑽に努め、あらゆる研修の機会に積極的に参画していくこととします。

## ⑤施設の特徴的な取組

淇陽学校は恵まれた自然環境と、小舎夫婦制の和やかな愛情に満ちた家庭的な雰囲気のもとで自立の為の生活支援、教育を行っています。平成27年4月より学校教育を導入し、学習支援の充実が図られています。今年度からは新たに7項目からなる「令和2年度淇陽学校の主な取組」を掲げ、関係機関の協力を得て、子供たちの自立に向けた成長を促す取り組みをはじめています。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年11月5日（契約日）～ 2021年3月31日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	2017年度

## ⑦総評

淇陽学校は大正2年設立の京都府が設置する児童自立支援施設です。保護者の適切な監護が得られず、家庭や地域、学校等で問題行動のある児童や家庭環境その他の理由により生活指導を必要とする児童を受け入れています。子どもたちは家庭的な雰囲気の中で生活、学習、作業等の支援を受けています。校長先生をはじめ職員の皆様は、子どもたちが活動を通して様々な人達と交わり心と身体の成長に繋げる事が出来るよう援助しておられることが良くわかりました。

◇特に評価の高い点

### ○施設長の責任とリーダーシップ

毎週行っている職員会議で各部門からの報告、課題を収集し、学校全体の事として全職員で共有し対応されています。また、令和二年度より7項目からなる「令和2年度淇陽学校の主な取組」を策定し、それぞれの部門で担当者を定め重点的に取り組んでいます。その中でも怪我をしない適切なスポーツ指導の取組として明治国際医療大学と連携し「スポーツ指導」について、競技ごとに専門家の助言を受けて見直しを図っています。「心理支援を強化する取組」として「コグニティブトレーニング」や「ソーシャルスキルトレーニング」を各機関の協力を得て各寮で実施しています。

また、「子どもの権利擁護に対する取組み」として寮指導の見直しを積極的に行い、ペナルティや点呼、丸刈りの廃止等これまで慣習化されていたことを変更されています。寮ごとでとたく閉鎖的になりがちになってしまうことから、寮担当者以外の職員の夜間寮訪問等新しい取組みに、施設長を中心に実践されています。子どもたちからのアンケートの中でも概ね職員を信用し、安心して生活されている事が分かりました。寮を見学させて頂いた際に、子どもたちのいきいきとした表情を見ることができ、権利擁護に対する取組みの効果が表れていると感じました。

### ○福祉人材の確保・育成

施設長は年二回職員と面談の機会を持ち、子供への処遇に関してや、待遇について職員の意見を聞く機会を持ち、改善するよう取り組んでいます。職員一人ひとりの目標についても面談の中で進捗状況を確認し、必要に応じて修正を図っています。また、被虐待、発達障害、性加害等困難事例が増加しており、職員に対し、積極的に研修へ参加するよう促しています。研修については自立支援施設職員研修や京都府職員の階層別研修、京都府福祉協議会主催の研修に参加しています。

### ○支援の継続性とアフターケア

子どもの退所について手順書を作成し、寮担当だけでなく、アフターケア専任の職員を配置し対応しています。本人、保護者へアフターケアについて説明し、退所時より児童相談所とも連携して面会、電話連絡をこまめに行っています。必要に応じて学校への訪問や一時保護等対応しています。その結果、高校中退が平成27年には50%以上ありましたが、令和元年度は0%となり、取り組みの効果が出ています。

◇改善を求められる点

○事業計画の策定

社会的養護、養育の変革期にあり独自の中長期計画は策定されていないとの事でしたが、それぞれの部門で取り組んでいる「令和2年度淇陽学校の主な取組」を中長期的に実現する為に必要と思います。現状は「淇陽学校の主な取組み」、単年度計画、中長期計画がうまくリンクできていないように思います。淇陽学校独自の中長期計画を策定し、中長期計画達成の為に単年度の事業計画を立てることで、すべき課題が明らかとなり、淇陽学校が進むべき方向が明らかとなるのではないのでしょうか。

○支援の質の向上への組織的・計画的な取組

日々の支援に対しては毎週の定例全体会議、毎日のミーティングで課題を共有し、解決に向けて取り組まれています。しかし、支援のさらなる向上に向けて、年一回以上は定められた評価基準に基づいた書式を活用し、一般職員参画のもと自己評価を行うべきだと思います。自己評価によって明らかになった課題を解決する事によって、さらなる支援の質向上に繋がっていただきたいと思います。

○マニュアルの整備

日々の支援について経験による習得も必要なことではありますが、支援に関しての標準的なマニュアルが不足しているように感じました。また、策定日や更新した記録も曖昧なところも見受けられました。施設の特性上マニュアル通りの仕事では立ち行かない場合もあるとは思いますが、マニュアルを策定する事によってそれぞれの業務の明確化と標準化がはかれると思います。更新についても運用している中で不具合や修正点が出てくるかと思いますが緊急の見直し、定期的見直しを行っていただければ役に立つマニュアルが出来ると思います。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

受審結果において高い評価を受けた点については、自信を持ってさらに取り組みを進めていくこととし、事業計画の策定、支援の質の向上への組織的・計画的な取組、マニュアルの整備等の改善が必要な点については、順次改善に向け施設内で方策を検討しながら、質の向上に取り組んでいきたいと考えております。

子どもたちに家庭的な雰囲気の中で生活、学習、作業、心理の支援をし、学校教育との連携を密にし、自立支援に向けて一層努力してまいりたいと考えております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<コメント> 理念・基本方針は、ホームページに掲載しています。子どもや保護者に対しては、写真やイラストなどを用いたパンフレットや、入所案内の小冊子「淇陽学校で生活するあなたへ」を活用して入所時に説明し、職員に対しても年度初めの職員全体会議で周知しています。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<コメント> 全国児童自立支援協議会の会員施設として、同会から社会的養護の現状やニーズに関する様々な情報を取得しています。また児童相談所とも緊密に連絡をとり、情報共有を図っています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<コメント> 組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成などの現状分析を行い、定期的に京都府に報告をしています。また週1回の職員全体会議において、施設において改善すべき課題を共有しています。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<コメント> 「淇陽学校の課題と将来像」により、理念や基本方針の実現に向けたビジョンを明確にしていますが、具体的な数値目標の設定まではなされていません。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt;  「京都府立淇陽学校運営方針」において、単年度の重点をおくべき具体的支援を明確化し、「淇陽学校の主な取組」において、これに関する単年度の取り組みをまとめています。具体的な数値目標の設定まではなされていません。</p>		
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p>		
6	<p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  「京都府立淇陽学校運営方針」「淇陽学校の主な取組」は、職員等の意見が反映されたものになっています。事業計画をあらかじめ定められた時期、手順に基づいて評価する仕組みがありません。</p>		
7	<p>I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  「京都府立淇陽学校運営方針」「淇陽学校の主な取組」について、子どもや保護者等に対する周知が出来ていません。</p>		

#### I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
<p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p>		
8	<p>I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  週1回の定例全体会議、毎日のIS (Information Sharing) ミーティングにおいて、個別のケースをもとに、支援内容を評価し、改善に繋げています。定期的に第三者評価を受審していますが、年に1回以上の自己評価は行っていません。</p>		
9	<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  定例全体会議、IS (Information Sharing) ミーティングにおいて、職員間で、各寮の課題を共有しています。改善策や実施状況の評価するための仕組みはありません。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。</p>		
10	<p>Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  「淇陽学校における事務分担表（詳細版）」において、職務分掌を文書化し、施設内の機関誌「杉の子新聞」で、施設長の役割と責任などを掲載しています。「施設内感染症対策マニュアル」で緊急時の連絡体制などが定められています。</p>		
11	<p>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt;  施設長は、全国児童自立支援施設協議会が実施する令和元年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会（令和2年2月21日）、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所が実施する新人施設長研修（令和元年10月2日）に参加し、遵守すべき法令等を把握しています。また、職員に対しては、弁護士によるコンプライアンス研修（令和2年1月）や、毎年1回行っている権利擁護研修を通じて、遵守すべき法令等を周知しています。</p>		
<p>II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  施設長は毎週実施している職員全体会議で各寮舎の生活指導を確認し、必要に応じて見直し等を行っています。また職員に対しては、弁護士によるコンプライアンス研修、権利擁護研修などの内部研修や、京都府職員の階層別研修、京都府社会福祉協議会の研修、国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の「自立支援施設職員研修」などを通じて、支援の質の向上を図っています。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  施設長は、業務の実効性を高めるため、人員配置、職場環境について京都府庁に報告し、必要な人材の確保や環境等の改善を図るようにしています。毎週1回の職員全体会議で、職員から意見を聴取し、環境改善等に繋げています。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  福祉人材の確保、人事管理は、京都府が行っています。施設長は、児童自立支援専門員、児童生活支援専門員、心理職など、施設に必要な人員体制などを検討し、京都府に報告をしています。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  京都府の人事評価システムに基づき、人事管理が行われています。また施設長は年2回、職員と個別面接を行っています。職員の要望や意向、意見を聞いて、処遇改善策を検討しています。</p>		
<p>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  施設長が職員と年2回の定期的な面談の中で、子どもの処遇の問題、休みの取り方など労務問題などの意見を聞いて、職員目線で働きやすい職場となるよう努め、職員を定着させるための方策を検討しています。また、職員の負担軽減のため、京都府に施設の人員体制とその問題点などを報告し、適切な人員確保のための努力をしています。</p>		
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  施設長は、年2回の職員との定期的な面談のなかで、職員一人ひとりの目標について、その進捗状況を把握し、達成度を確認しています。</p>		

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、国立武蔵野学院附属人材育成センターの「自立支援施設職員研修」の研修プログラムに参加し、「新人」「中堅」「スーパーバイザー」などの研修を受けています。京都府職員の階層別研修、京都府社会福祉協議会の研修にも参加しています。「全国・近畿職員研修参加状況」などで研修受講履歴を把握しています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>近年は、被虐待、発達障害、性加害などの処遇困難事例が増加しているため、このような課題に適切に対応できる知識と技術を取得するため、積極的に研修に参加するように促しています。個別的なOJTについては、京都府の仕組みに準じてこれを実施しています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生は積極的に受け入れ、実習指導者は実習指導者講習会を修了していますが、実習生の受け入れマニュアル等は作成していません。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページに、理念や基本方針、第三者評価の受審結果、施設での行事などを掲載しています。また機関紙「杉の子新聞」を、毎月児童相談所、京都府庁、南丹市など関係機関に送付しています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設長は経理・財務管理等を適切に整備し、事務・経理・取引等を行っています。また定期的に、京都府監査委員事務局による監査や、南丹市会計室による検査指導を受け、指摘事項の改善を図っています。</p>		

### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域住民等と一緒に溝掃除や、草引きなどを行っています。令和2年は中止になりましたが、毎年、地域の夏祭りなどで太鼓演奏を行っていますが、地域との関わりについて基本的な考え方を文書化するまでには至っていません。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c



<p>&lt;コメント&gt; 施設での各種行事や、児童の学習支援のために、日本 BBS 連盟からボランティアの受入れを行っています。「淇陽学校活動への参加について」というマニュアルを整備していますが、ボランティア受入れに対する基本姿勢は明文化していません。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 児童相談所や、京都府教育委員会、南丹市教育委員会などと定期的に連絡会等を行っています。京都少年鑑別所と連携して「ソーシャルスキルトレーニング」の実施や、更生保護女性会・地域の大学（明治国際医療大学・京都先端科学大学）とも連携をして、利用する子どもに対し、より良い支援ができるよう取り組んでいます。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 積極的に、地域の福祉ニーズや、生活課題等の把握をしていません。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 公益的な事業・活動は、現在は行っていません。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 基本理念、基本指針、運営方針を策定し、子どもを尊重した支援の実施に関する基本姿勢を明示しています。また厚生労働省が策定した「児童自立支援施設運営指針」に基づき、職員に対し研修を実施しています。専門的知識を有する第三者委員が定期的に子ども一人ひとりと面談を行い、子どもの状況について、施設に報告しています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 行事における写真や集合写真などは厳重に取り扱うなど、子どものプライバシーに配慮した支援がなされていますが、プライバシー保護についての規程やマニュアルはありません。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; ホームページに理念や基本方針、これまでの第三者評価の結果などを掲載しています。また、施設見学時に写真やイラストをふんだんに取り入れたパンフレットを子どもや保護者に配布し、施設での生活を理解してもらうよう取り組んでいます。入所時には、施設案内の小冊子「淇陽学校で生活するあなたへ」に基づいて、子どもに施設の行事、進路、約束ごとなどを説明しています。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設での支援開始の前に家庭裁判所や児童相談所が保護者への説明を行い、同意を得ています。入所時には保護者や子どもに対して、支援についての意見や要望を聴取し、自立支援計画に反映させています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; アフターケアの充実を、令和2年度の「淇陽学校の主な取組み」の一つに掲げ、「アフターケアの流れ」により、卒業後の子どもへの関わりの方法を整理しています。卒業時には、本人や保護者に、アフターケアについての説明をし、今後の連絡先などが記載した「アフターケアのご案内」を渡しています。他の施設や、地域・家庭への移行する際に使用する引継ぎ文書はありません。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 毎月、児童に対して生活アンケートを実施し、施設長、副施設長が子ども全員と面談をしています。また、職員等が子どもの満足を把握する目的で生徒会に出席しています。ただし、把握した結果を分析・検討することまではできていません。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 入所時に施設案内の小冊子「淇陽学校で生活するあなたへ」を子どもに配布し、「意見箱」の設置、第三者委員等の活用についても説明をしています。毎月生活アンケートを実施し、施設長・副施設長が、子ども全員と面談をして、施設に対する要望や苦情などの聞き取りを行っています。苦情内容に関する検討内容や、解決結果について、施設内に掲示をすることもありますが、公開まではしていません。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設案内の小冊子「淇陽学校で生活するあなたへ」を入所時に子どもに配布し、「意見箱」の設置や第三者委員の活用など、施設に対する意見を述べるための複数の方法を周知しています。施設長や副施設長、第三者委員との定期的な面談の際には、他の人に聞かれないように、スペース確保等の環境に配慮しています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 毎月の生活アンケートや、施設長・副施設長との面談で把握した内容、意見箱にあった意見・要望に対しては、迅速に対応していますが、相談や意見を受けた際の記録の方法や、報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアルはありません。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt; 虐待防止委員会を設置しています。委員長は施設長で事故発生時の緊急体制も明示しています。ヒヤリハットの事例については全体会議で共有し対応していますが、事故防止策等の実効性については、定期的な評価・見直しが出来ていません。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 「ほけんだより」を毎月発行しています。「感染症対策マニュアル」に責任や役割を明確にした管理体制を明記し、感染症対策委員会を立ち上げています。新型コロナウイルス対策については、感染症対策委員会が様々な予防措置を講じるとともに、南丹保健所に依頼し、防護服の脱着実習などの職員研修会を実施しています。インフルエンザの出席停止などの措置も講じています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 南海トラフ等の震災が起こった際には近畿地区で応援体制をとる事となっています。食料や備品類の備蓄についてもリストを作成し対応しています。火災についての消防計画や避難訓練等は実施していますが、地震や大雨等の災害時のマニュアルは作成していません。</p>		

### Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 「京都府立淇陽学校支援規定集」の「自立支援について」に、「生活指導のとりきめ」「両者での生活指導の確認事項」「寮指導について」などで支援の実施方法を定め、全体会議等で確認していますが、プライバシー保護に関わる事項は明示していません。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 支援の標準的な実施方法については、「寮舎での生活指導の確認事項」に記載し、必要に応じて随時内容を改定していますが、定期的な検証・見直しとは言えません。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 入所児童については、寮担当者を中心に心理職、児童相談所、中学校担任等が参加し、アセスメントや自立支援計画の作成等に関する協議をしています。支援困難ケースについては、大学教授等の有識者とも連携しケース検討を実施しています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 自立支援計画作成の際は、さまざまな職種の関係職員が協議し作成しています。年1回以上の見直しと変更時には適宜見直しを行っています。今年度は自立支援計画の様式を、項目ごとに評価が記載できるように変更し、課題を明確にするようにしています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c

<コメント> 日々の子どもに関する支援の実施状況を寮担当が記録し、ISタイム（前日に起こったことや健康状況、申し送りをパソコンのネットワーク上で共有）や全体会議等で全部署が情報共有できるようにしています。記録に差異が生じないように要領を指導しています。			
45	Ⅲ-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<コメント> 京都府文書規程や淇陽学校の「文書分類及び保存年数」に基づいて、子どもに関する記録を管理しています。行事等では写真・ビデオ等の撮影等を禁止し、個人情報に関して細心の注意を払っています。			

## 内容評価基準（27項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

			第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
A①	A-1-(1)-①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<コメント> 子どもの権利擁護については、今年度重点的に取り組んでいます。生活アンケートを毎月実施し、施設長、副施設長により面談を行い、権利侵害の防止やいじめ等の早期発見に努めています。子どもが生活する寮では、寮担当者以外の職員が訪問する機会を作り、オープンにする事で子どもが誰にでも相談しやすい環境を整えています。他施設への宿泊研修により、職員の学びの機会も多く作っています。			
A②	A-1-(1)-②	子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a・b・c
<コメント> 子どもの行動制限等は、「寮指導について」に即して行い、子どもへの指導や支援内容については、寮指導報告書に記録しています。指導内容については、児童相談所に報告しています。			
A③	A-1-(1)-③	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・b・c
<コメント> 「淇陽学校で生活するあなたへ」により、施設内でのルールや施設生活で守られる権利について子どもに分かりやすく説明しています。職員研修として、年1回以上は外部から講師を招いて、虐待研修や権利擁護研修を実施しています。			
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等			
A④	A-1-(2)-①	子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<コメント> 不適切なかかわりについては「淇陽学校被措置児童虐待マニュアル」について明記しています。ISミーティングではケース検討をしながら、不適切なかかわりが行われていないことを確認しています。ただし、被措置児童等虐待の届出・通告制度に関するマニュアルはありません。			
A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活			
A⑤	A-1-(3)-①	子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt; 日常生活の中での役割については、子どもたちで話し合い当番等を決めています。毎月の社会体験学習や、図書室の書籍の購入等に関しても、子どもの意見を尊重しながら決定しています。子どもの発達段階に応じて、買物や携帯電話の使用方法等、生活習慣や生活技術の習得に向けた支援を行っています。</p>		
<p>A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑥	A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 適切な退所時期や退所後の生活、進路については、桜が丘中学校、児童相談所、原籍校等と連携、し協議を重ねながら支援を行っています。</p>		
A⑦	A-1-(4)-② 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 令和2年度の重要な取り組みとして、退所後のアフターケアが充実するように取り組んでいます。退所後の児童については、アフターケアの手順を定め、寮担当やアフターケア担当者が面会や電話連絡等を実施し、「事後指導報告書」にて記録を整備しています。</p>		

## A-2 支援の質の確保

<p>A-2-(1) 支援の基本</p>		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 小舎夫婦制により、家庭的な雰囲気のもと子どもたちと職員が信頼関係を築き、自立支援を行っています。また、寮では担当者以外の職員が訪問する機会を作り、子どもが誰にでも相談しやすい環境を整えています。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 「淇陽学校で生活するあなたへ」を活用し、学校の目的や日課、生活上の決まり事などを伝えています。清掃活動やイベントでの太鼓演奏等の地域への奉仕活動を通して社会的ルールを習得する機会を設けています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 加害行為を行った子どもに対しては、児童相談所や心理職と連携しながら、自身の行為を振り返る機会を持ち、軌道修正ができるように支援しています。寮担当と一緒に時間を取り、寮担当が指導する事を基本にしています。</p>		
<p>A-2-(2) 食生活</p>		
A⑪	A-2-(2)-① 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの誕生日会等、特別な日には子どもがリクエストしたメニューを献立に反映しています。施設内で収穫したもち米や野菜を調理する等、食への関心を育む取り組みもしています。</p>		
A⑫	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt; 給食委員会を月2回開催し、行事食、食育、子どもたちの嗜好、栄養のバランスを考慮して献立を立てています。子どもの誕生日には必ず誕生日会を実施し、全員で祝福することで、1人ひとりがかけがえのない存在であることが実感できる機会を設けています。</p>		
<p>A-2-(3) 日常生活等の支援</p>		
A⑬	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 衣類は、子どもそれぞれに合ったものが着用できるように提供しています。寮担当者と一緒に衣類の買物に行き、子どもの好みに合った物を選択できる機会を作っています。</p>		
A⑭	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設の特性上、個室の整備はありませんが、冷暖房の設備や個々の私物が収納できるように整備し、快適に過ごせるよう整えています。寮内は家庭的な雰囲気、安心して過ごせる空間を確保しています。</p>		
A⑮	A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 年間を通して、野球、バレーボール、駅伝などのスポーツ活動や、和太鼓、陶芸等の文化活動を実施しています。子ども一人ひとりが自主性や目標を持って参加し、心身の育成や達成感を得ることができるように支援を行っています。</p>		
<p>A-2-(4) 健康管理</p>		
A⑯	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 「施設内感染症対応マニュアル」に感染症の発生や蔓延を防止するための対応方法や手順等が定め、養護教諭が専門職として関わっています。子どもの定期健診やインフルエンザ予防接種は全員が実施しています。令和2年度は新型コロナウイルスに関して、職員研修を実施しています。</p>		
A⑰	A-2-(4)-② 身体健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 日々の生活の中で、子どもたちが基本的な生活習慣を身に付け、習慣化するように支援を行っています。今年度の重点取り組み課題の1つとして「怪我をしない適切なスポーツ指導の取り組み」を実施しています。明治国際医療大学と連携し、子どものフィジカルチェックの実施や、スポーツ障害を予防するためのストレッチやアイシングを取り入れ、自身でケアできるような取り組みも行っています。</p>		
<p>A-2-(5) 性に関する教育</p>		
A⑱	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 令和2年度の重点取り組み課題として、施設における性教育に取り組んでいます。児童相談所や同志社大学の教授と連携、協力を受けながら、性に関する職員研修やケース検討を実施しています。年齢に応じた性教育のカリキュラムは整っていませんが、専門家に助言をもらいながら冊子作りを進めています。</p>		
<p>A-2-(6) 行動上の問題に対する対応</p>		
A⑲	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt;  「淇陽学校で生活するあなたへ」に施設内でのルールや他者の権利についても明記し、子どもの理解が深まるように努めています。施設内で問題が起こった場合は、「校内事故の取り扱い」に沿って指導を行っています。子ども同士の関係性の把握に努め、いじめ等の不適切な関係については寮担当者だけでなく他職員もフォローに入り対応しています。いじめに関するマニュアルは作成していません。</p>		
A⑳	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  緊急事態には「事故発生の緊急体制」、「事故発生時の緊急連絡体制」を基に、組織的な対応を行っています。行動上の問題のある子どもの特性を職員間で情報共有し、関係機関とも連携しながら支援を行っています。</p>		
<p>A-2-(7) 心理的ケア</p>		
A㉑	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  令和2年度の重要取り組み課題にも心理支援を強化する取り組みを挙げ、関係機関（京都少年鑑別所・立命館大学教授等）とも連携し、コグニティブトレーニングの実施やソーシャルスキルトレーニングを実施しています。児童相談所とも協議しながら、子ども1人ずつ心理支援計画を作成し、継続的に心理的な支援を実施しています。</p>		
<p>A-2-(8) 学校教育、学習支援等</p>		
A㉒	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  施設内に中学校、小学校の分教室が設置され、施設と学校が密に連携し学校教育を保障しています。原籍校とも情報共有を図りながら進路についても検討し、支援を行っています。</p>		
A㉓	A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  学校と寮担当が連携しながら、子どもの寮での学習支援を行っています。漢字検定や英語検定等、目標を持って学習にも取り組んでいます。BBSの学生ボランティアによる学習支援も受け、子ども1人ひとりに応じた個別的な学習も行っています。</p>		
A㉔	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  班別作業（農業・山林土木・園芸）や全体作業、寮作業にて、仲間との協同作業によって達成感や協調性が培えるように支援しています。鑑別所の職員とも連携して、令和2年度はソーシャルスキルトレーニングを3回実施しました。職場実習に対する施設との取り組みについての規定等は設けていません。</p>		
A㉕	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  子どもの進路選択にあたっては、保護者、寮担当者、桜が丘中学校、原籍校、児童相談所の懇談を実施し、選択肢と判断材料を示して子どもと話し合う機会を持っています。男子の中卒児寮もあり、子どものニーズに応じた進路支援を行っています。</p>		
<p>A-2-(9) 親子関係の再構築支援等</p>		
A㉖	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c

<p>&lt;コメント&gt;  「児童自立支援計画票」にて家族支援の短長期の目標を設定し、家族支援を行っています。家族との関係調整は、寮担当者を中心に児童相談所と連携して実施しています。保護者等の養育力の向上に資するような取り組みは施設の特性上できません。</p>		
<p>A-2-(10) 通所による支援</p>		
A②	A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 評価外</p>		